

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月15日
照会部署名 福島事務センター厚年適用G
照会担当者 アシスタントインストラクター(厚年適用G長) 谷野 春雄
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小幡

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—040	本部受付番号 No. 2010-1132
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について (医療費補助)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第3条、昭二五・二・二二保文発三七六、昭和三二・二・二一保文発一五一五

(内容)

事業所から月額変更届の提出がありましたが、賃金台帳によると医療費補助が支給されています。就業規則(医療費補助取扱要領を添付)より医療費補助を支給していると事業所から説明がありました。報酬月額に含めるべきかどうかご教示願いします。報酬に含める場合には、賞与として扱ったほうがいいのかどうかも併せてご教示ください。(支払回数についての規定はなし)

(ブロック本部回答)

労務の対償として経常的かつ実質的に受けるものは、その名目を問わず報酬として取り扱うこととなる。一方で、大入袋や見舞金等で恩恵的なものについては報酬の範囲から除く取扱となっている。

恩恵的なものとは、関係通知及び過去の疑義回答等からその意味が限定的なものとの解釈があることから、医療費補助については、恩恵的なものとは解さず報酬に含まれると思慮されるが、賞与とするか報酬とするかを含め本部へ照会されたい。

回答日 平成22年11月18日

回答部署名 東北ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長）小澤 昭吉
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

一定の給与規定等に基づいて支給されるものは、その支給形態又は名称の如何を問わず、その実体が経常的実質的収入の意義を有するものであれば報酬に含めることになる。また、ご照会の場合に賞与とするか報酬とするかについては、支給額の計算を、月を単位として行うものであれば毎月支払われるものとして報酬とするが、それを超える期間で計算する（一の受診期間分ごとにまとめて支給する場合等）ならば、賞与として取り扱う。

回答日 平成22年12月10日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上